

平成 19 年 2 月 15 日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

建築設備士の更なる活用と設備設計一級建築士制度構築に向けての要望書

社団法人 空気調和・衛生工学会
会 長 鎌 田 元 康

社団法人 建築設備技術者協会
会 長 牧 村 功

社団法人 電気設備学会
会 長 星 野 聰 史

社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長代行 安 藤 壽 一

社団法人 日本設備設計事務所協会
会 長 福 西 輝 男

社団法人 日本電設工業協会
会 長 平 井 貞 雄

建築設備の高度化・複雑化が進展していることから、建築物の設備設計には、建築設備士が専門技術者として関与することが不可欠な実態となっています。

新制度の運用に当たっては、衆議院、参議院の国土交通委員会における附帯決議に示されているように、建築設備士の一層の活用により、建築設備士と設備設計一級建築士の両資格者が協働して建築設備の設計品質の向上を図り、消費者(建築主)の安全の保護に貢献できるよう、ご配慮をお願い致します。

また、建築設備に関して高度な知識と経験を有する者(建築設備士)が設備設計一級建築士の資格を円滑に取得して、その設備設計技術力を社会に活かすことができるよう、受験資格等の設定を含めた制度設計をお願い致します。

記

1. 一級建築士試験における建築設備士の受験資格、受験科目

- (1) **受験資格** 建築設備士資格取得後、実務経験 2 年以上の者に一級建築士の受験資格を付与していただきたい。
- (2) **受験科目** 受験科目については、一級建築士の業務が意匠、構造、設備と専門分化、高度化している近年の実態を踏まえ、学科試験、設計製図試験ともに下記の配慮をお願いしたい。

学科試験については、現行の計画、法規、構造、施工の 4 科目となっているが、これに設備を加えた 5 科目とし、設備設計の重要性に見合った質と量の問題をご出題いただきたい。

設計製図については、共通製図および意匠、構造、設備などのコース別選択製図としていただきたい。

2. 設備設計一級建築士の資格要件

- (1) 設備設計一級建築士の講習考査で確認する設計能力のレベルは、建築設備士の能力と同等のものとしていただきたい。その確認方法として、建築設備士試験の設計製図に相当する試験を加えていただきたい。
- (2) 一級建築士で、かつ建築設備士である者は、建築士法第十条の二第 2 項第 2 号「国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識および技能を有すると認める一級建築士」に該当する者としていただきたい。

3. 確認申請書等における建築設備士の氏名等の記載

- (1) 建築物の設備設計業務に建築設備士が関わっているのが実態であります。よって、全ての建築物の確認申請書において、設備設計一級建築士の記入欄のほかに、建築設備設計に関与した建築設備士の氏名、登録番号、勤務先名、所在地、電話番号および業務内容（電気、空調、衛生、昇降機等）等を記載する欄を設け、意見を述べた立場を明確にするようにしていただきたい。
- (2) これらを官公庁・民間の設計業務発注者および設計事務所等にも実施することを徹底し、国土交通省より特定行政庁へ通達していただきたい。
- (3) なお、省エネルギー計画書および設備設計図書、工事監理報告書においても同様の扱いとしていただきたい。

4. 告示 1206 号の見直しに関する事項

告示 1206 号の見直しにあたっては、現状を踏まえたうえで、下記の配慮をお願いしたい。

- (1) 業務量は用途、規模に応じて意匠、構造、設備（電気、空調、衛生、昇降機等）等の専門分野別に区分し、基本設計と実施設計、監理の項目に整理する。
- (2) 設備業務内容に保全調査等の法で指定された報告業務を追加する。また、省エネルギー計画書（PAL、CEC）、CASBEE 評価、防災計画、グリーン庁舎の評価等の新たに発生した報告業務を追加し、業務量基準を設ける。

5. 建築基準法、建築士法にかかる審議会、委員会等へ設備系委員の参加

建築基準法、建築士法にかかる政令、省令等の審議会、委員会等には、設備技術者を委員として必ず参加させていただきたい。